

第5回流山市子ども・子育て会議

日時

令和元年10月2日（水） 15：00 ～ 17：00

場所

流山市役所 第1庁舎 3階 庁議室

出席委員

柏女委員・吉川委員・中山委員・松本委員・櫻庭委員・藪本委員・西原委員・
手塚委員・橋本委員・田中委員

欠席委員

吉田委員・松田委員・田邊委員・岩田委員

事務局

秋元子ども家庭部長・熊井子ども家庭部次長兼子ども家庭課長・村山保育課
長・秋谷子ども政策室長・倉本子ども家庭課主任主査・北根子ども家庭課主事
・育野子ども家庭課子育て支援係長

関係各課

長谷川児童発達支援センター所長・伊原健康増進課長・宮澤障害者支援課課長
補佐・中條教育総務課学童クラブ運営係長・中山教育総務課学童クラブ運営係
主任主事

傍聴者

4人

議題

- (1) 第2期子どもをみんなで育む計画の策定について
- (2) その他

配布資料一覧

資料：第5回流山市子ども・子育て会議次第

資料1：「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」
の評価について【全事業】

資料 2 : (案)子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～

議事録 (概要)

《事務局》

定刻となりましたので、只今から令和元年度第 5 回流山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

《会議成立の報告》

始めに会議の成立について申し上げます。附属機関の会議は、条例第 5 条第 2 項及び 3 項の規定により、委員の半数以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるとされています。

本日の会議につきましては、委員 14 名中 10 名の出席となっておりますので、本会議が成立していることを申し上げます。

また、計画等の個別政策について、審議して頂く関係で、関係各課の職員にも同席して頂きますのでご了解ください。

それでは、柏女会長より議事の進行をお願いいたします。

《柏女会長》

今日は第 5 回流山市子ども・子育て会議ですが、第 2 期子どもをみんなで育む計画のほぼ全容が出されております。

これからの 2 回は大事な会議になるかと思っておりますのでご協力をよろしく願います。大きく議題が 2 つ入っておりますが、今後の会議の進め方と計画の答申の仕方等について事務局の方から提案がありますので、お聞きいただければと思います。

では事務局から説明をお願いします。

《事務局説明》

資料 事業評価説明

《会長》

この形で進めていただけないかというのが事務局の提案です。この会議の中で計画の評価について、A.B.C 段階評価が曖昧ではないか、あるいは進捗状況だけの評価であって、結果的にどういう風に市民に反映されているかが不明確で

はないかといった意見が出されていきました。それについて、一回答申は出すが、その後も引き続き、評価の在り方について、この会議のなかで、A.B.C 段階でなくてはならないのか、5段階評価ではいけないのかなどを含めて、事務局と委員の方で意見を出して、市民の感じていることが事業評価に現れるような工夫ができればいいと思っています。

《藪本委員》

流れ的には時間軸的な話として、このスケジュールで進めるのもやむを得ないと思うところもある一方で、この先、第2期の計画の見直しが令和4年度に行われると聞いていますが、委員として私から2点要望があります。

まず1点目は、各施策の評価について、もう少し丁寧に定性や定量的話も含めてするような会議をした方がいいのではないかということです。

2点目として、条例上の話が絡むのかもしれませんが、今回の見直しに当たってスケジュールをみると、去年からやっているとはいうものの、実際に今回の委員の半分以上は今年からの方なので、7.8.9月で評価をなさいたいというのはなかなか難しいのではないかと考えます。令和4年の見直しに当たってはおそらく改正があるとは思いますが、改正にあたっての事前のブリーフィングであったり、過去の経緯が分からないままということになりかねないので、ここについては強く要望したいです。

《会長》

ありがとうございます。今の2つの点はとても大切なことだと思います。

事業評価の在り方については部会を設定しながら行うのも一つの方法だろうと思います。

それから、どうしても計画作りや見直しをする途中で委員の改選が行われるので、ブリーフィングを新しい委員の方にしっかりと説明をしておかないと、戸惑われてご意見が十分に出つくさないままに計画が出来上がってしまうのは避けたいということです。

とても大切なご意見を頂戴しましたので、その旨ご検討をお願いしたいと思います。その他ありますか。

《手塚委員》

出てきた課題について、「検討します」といったまま結果が解らないまま、何がここに出てストックされているのか見えるようにしてほしいです。それが、行政の現状では難しいのであれば、別の部会を設けるなどして、ビジネスの力で解消していけないのかとか、他の課と連携していけないのかなど、解決していく

場として設けるなどご検討いただけないかと思っています。

《会長》

ありがとうございました。

10月で素案が出て、第6回会議で答申にもっていくという形になりますので、提案を先にやってくださいと事務局に申し上げました。

答申に当たっては付帯的な意見をつけることはこの会議ではできますので、この計画を実施するにあたっては、こういうことに注意してほしいなどの意見を出して頂いて整理をし、答申に向けていくという形にしたいです。

スケジュール感としては、次回、素案についての意見を頂き、且つご意見を頂戴するとそのままその日に答申をし、市長にお渡しするというのは時間的に無理かと思っておりますので、事務局と相談し、今回と次回で行う計画案をしっかりと見て頂き、出して頂いた意見を私と副会長と事務局とで整理して答申案をつくって、後日市長に答申するというやり方にさせて頂くしかないのかなと思っておりますのでご了解頂きたいです。

《会長》

また、これまでの事業を評価した上で改廃、変更を加えた案を提示して頂きました。評価の仕方云々のご意見もたくさんあるかと思いますが、今日は子どもみんなで育む計画の骨子を進めなければならないので、評価の件は先送りさせて頂きたいです。計画に反映させる事項でのご意見を中心に伺いたいです。

《藪本委員》

No.44に絡むことですが、重点施策の中で項目から落とすものの説明がありました。次世代計画からの項目があるなかで、今回、次期計画に位置づけないとされているものの中で、削除するなら削除する意図やこの計画の中に入ってきた経緯があるはずなので、経緯を無視して事業として位置付けがないので削除するというのは乱暴な議論ではないでしょうか。落とすならしっかりした庁内での責任の所在の在り方を明らかにした上でこの計画から落とすというプロセスを踏んで頂きたいです。

《会長》

ありがとうございました。他いかがでしょうか

私から2点ですが、子どもの貧困に対する事業ですが、空欄になっているのは、子どもをみんなで育む計画の第2期計画の中に入れるという理解でよろしいですか。

《事務局》

いままでの要綱が改正され、努力目標を作っていきたいと思いますという話がありまして、流山市としても貧困の実態が掴めていないということもございまして、事務局としてもこれから考えていかなければならないと思っています。

来年度以降は実態の把握のための調査等を行っていきたいとは思っております。そのうえで、今現在位置づけられるものとしましては、子どもの学習支援を行っております。具体的に位置づけるとしたらそのようなことです。尚且つ、政策の展開のなかではニーズ等を含めたうえで、必要な政策を決めていくという考え方です。

《会長》

新しい子どもをみんなで育む計画の中では頭出しはするけれども、事業としては、今ある事業を載せるだけで、実態調査をしたうえで中間見直しの時にやるか第3期のなかでやるかを考えるということですね。

もう1点ですが、基本構想の中に障害関係の子どもたちは入っていませんが、障害福祉が別途あって、そこに入っているということですか。

《事務局》

具体的に児童発達支援、放課後デイサービスなどのなかには入っております。母子保健分野も別の政策に入っております。

《会長》

では、資料1-1の「次期計画における位置づけ」のアンダーラインを引いている部分が次期計画の修正事項になりますが、これについて何かありますか。

《吉川委員》

公民館で発行している「広報紙ひだまりぼかぼか」が隔日になっているという指摘がありましたが、人手が足りなくて発行できていない状態ですし、ひだまりサロンもこの回数より減っている状況ですがいいのでしょうか

《事務局》

担当課に確認したところ、中身を充実するという視点でやっていきたいということでした。

《吉川委員》

それは公民館だよりですか。ひだまりぼかぼかは現状発行できていないです。公民館だよりならいいですけど、違うものとすり替えられるとどうかなと思っています。今年度になってから発行しなくなったので、そこをどのように表現すればいいのかなと思います。

《事務局》

確認します。

《会長》

実態に合わせるように確認をお願いします。

では、次に計画に入っていきます。事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

資料 2 子どもをみんなで育む計画

《会長》

ありがとうございました。

議題 1 で議論をしていただいたすべての項目をこの計画の中に入れ込んで一冊になる形になります。学童は次回にご意見を頂くということになります。

内容に盛り込めるものは盛り込んで、盛り込めなくても大事なものは答申の付帯意見として載せていくことは可能です。ご意見をお願いします。

《田中委員》

No.41 の養育支援訪問事業ですが、量の見込みがなかなかとれないのではないのでしょうか。保健センターはある程度、数を把握しているのではないかと思います。

ファミサポは家事援助はやらないということになっていますが、親が不安定な家庭は家事援助も必要かなと思います。そこを量の見込みにというのはどうなのかなあと思ったりもします。それに対する確保方策があって実施するところはこういうところという風に確保していくのはどうなんでしょうかと思いました。

《会長》

実績からではなくきちんと見込めないのかということですよ。

事務局側で他の例で独自に見込んでいるようなところがあれば、それも参考にして頂くといいかなと思います。こういうのはなかなか頼みにくいというこ

ともあって、潜在化してしまうというのはその通りだと思います。

《櫻庭委員》

実家が遠くて自分の母との関係が難しいという相談がとて多くなっています。そういう方が多い地域なんだということをしっかり捉えていくことが必要ですし、もう少し使いやすい制度にしていくということも必要ですし、それをどういう風に盛り込んだらいいかというのは考えていただけたらと思います。

《会長》

養育支援訪問は専門職が行くということになりますので、それを民間で補完するものとしては、ホームスタート事業などに市が補助をして、民間の方に行ってもらおうということは実際にはやっています。そういうものは流山市ではないですよ。

《吉川委員》

ないですね。

《健康増進課長》

P56の養育支援訪問事業について、どのように考えたか少しご説明させていただきます。

令和2年度の量の見込みが164人というのは、164回支援をいっておりまして、この手立てとしては、【育児家事援助部分】はヘルパーさんに行ってもらいもの、【専門的相談支援部分】は保健師等専門職が行くという風に考えて実施体制を組んでいます。

令和2年度の164人は令和元年度の予算の人数から見込んで数値化したものです。実際は1件のヘルパーさんの実績、専門職の援助は14件延べ16回の支援と数はまだ上がってこないのですが、今後の虐待予防について全額公費でもって支援を入れられるというのが、手立ての有効性として身に染みて感じております。今後、産後の不安がある方については、相談して頂いて、子育て包括センターの周知のもとに絡んでくるのですが、まず、繋がって頂いて、その方のアセスメントをして、どういう手立てで救えるかということを考えていった時に、この養育支援が非常に有効な手立てであるということは実感で、令和元年の予算を見込んで見込み数のところに入れたところではあります。

《会長》

こうのとりのプランを作るなかで、話を伺いながら利用者が顕在化していくと

いうことは見込める可能性はあるということですか。

《健康増進課長》

最初に妊婦さんとお会いした時に、産後のリスクというか懸念する事項がいろいろ分かってきます。そこから専門職がついて、もっと詳しいアセスメントをして、手立てを考える中の一つがこれです。たとえば、産後ケアなどいろんなものを今後仕組みとして構築していくことがいいかと思います。

《手塚委員》

広報的な戦略を全体的に感じていなくて、先程の1件しかなかったというのも、件数がないのではなくて、知らなかった・誰に言ったらいいのか分からなかったなど、眠っている件数などが含まれていると思いますが、こういうことをしているということをオープンに伝えていくという取り組みが出されていないように思っていて、纏まったものがあっても、だれがどういう風を読むのかというと、誰も読まないで、情報を知らない状態で始まります。

それでは、情報が網羅されないです。それぞれの事業者が広報を頑張るのではなくて、行政として網羅版を作るような、広報自体を事業にしたらいいいのでしょうか。

《会長》

何かあるんですね。ハンドブックを作って届けるというような。

《手塚委員》

実際にありますが、機能していなければそれは市民的ではないのと同じです。その機能がなければ他が頑張っても届かないです。作る質を高めるのはもちろんですが、まず、サービスを磨いていってというようなPDCAが回っていない感じがします。

《会長》

ありがとうございます。本当に考えなければいけないところですね。

このとりプランにも養育支援訪問事業は入っていますよね。なかなかそれが伝わらないというところはあるかもしれませんが。

《健康増進課長》

ご指摘ありがとうございます。まだまだ情報が届いていない方が大勢いらっしゃるという認識は持っています。これからはもっともっとケアをしなければ

いけないです。妊娠期の方だけではなく、ほぼ全部の妊婦さん全員に会える体制制度が整いました。さらに情報を届ける PDCA を回していきたいと思えます。

《手塚委員》

親が近くにいないという問題は出産時だけではないので、何回か接点をとるという仕組みを作るということが出来るのであれば検討された方がいいのかなと思えます。

《会長》

ぜひ参考にして頂きたいです。

《藪本委員》

学童の整備についてですが、民間参入を促していくなどの計画については、保育所も民間事業を活用しているという側面がありますので、学童でも検討されるのかお伺いしたというのが1点です。

2点目として、保育園は児童発達の部分であったり、精神的なところは大事なところがありますが、学童保育の箱を作って通所して頂くという考え方ではなく、育ちの場であるという考え方をするとき、精神的なところのケアは専門知識のある機関と連携していくというところを入れた方がいいのではないのでしょうか。

3点目として、子育ての情報提供の仕方がしかるべき人に届いていないということについてはこの機会に見直しをしたいと思います。

先程、手塚委員からの耳の痛い話でもありますが、我々事業者が他にどのような事業があるのか知らないというのがあるのではないのでしょうか。たとえば、保育園などに見学に来られた方や支援センターなどに来た方の悩みを受け止められるような環境を作らなければならない。という一方で、我々も何があるか分からないという所が正直あります。田中委員が中心になって子育てネットという形でやっていますが、もう少し市が主体的に進めるような仕掛けなどを作って頂きたいと思えます。

《会長》

事務局から簡潔にお答えできる場所をお願いします。

《教育総務課学童クラブ運営係長》

1点目の民間の参入についてですが、現在の考え方については、公設民営型の学童の施設整備はもちろん基本としながら、場所によっては、立てられる場所が

少なくなってきましたので、民設民営型の学童保育についても検討が必要ということは、市としても認識しております。

2点目の障害をお持ちのお子様の件ですが、市として、障害をお持ちのお子様の受け入れの際は、支援員の加配をして手厚くきめ細やかな支援を行っているほか、研修でも障害をお持ちのお子様の受け入れについてのリクエストも多いので、先生方の知識の向上を支えていきたいと考えています。

《藪本委員》

民設民営を進めていくということに関して、質の担保はどういう風に考えるのかということも気にはなるので、次回、こういう考え方で民設民営を進めていきます、たとえば、放課後健全育成事業の届け出は必須とするなど、基準はお示し頂いた方がいいのではないのでしょうか。

もう1点、障害をお持ちのお子様というグレーの方ということではなく、放課後の学校と同じ環境に近いところで過ごす、子どもにとってそれはいいものなのかというところの観点から見た時に、子どもの精神発達に関しての市の支援というのは必要ではないのでしょうか。保育園の場合は、何かあれば保健センターに連絡するなどの態勢が整えられていますが、学童に関してもそういったところもやっていただいてもいいのではないかという感覚を持っています。

プラスしてですが、委託しているので、委託事業者任せますということではなく、人が絡む以上は、最低限この質を担保するために必要な経費や費用が認められていく方向にならないのでしょうか。低賃金で働いて志で頑張りなさいというのは続かないです。そこについてはご留意頂きたいです。

《松本委員》

ファミサポとしての質問ですが、P55、事業の概要の中の確保方策の内容が分からなかったので教えて頂きたいです。

《事務局》

確保方策の内容ですが、今後、南流山等も含めて考えていくかというところで、表記をさせて頂いております。具体的にどこかということではありません。

《松本委員》

ファミサポの利用の流れを考えると、実施施設を増やす必要は無いかと思えます。アドバイザーを増やすなどが必要かと思えます。

《事務局》

もちろん、そちらに関してもしっかりやっていかなければならないと認識しております。

《会長》

今の意見も参考にして頂いて、実施施設にするのかなどは考えて頂きたいです。

《手塚委員》

学校に行きづらくなってしまった子どもや、学童に行っていたが学童が合わなくて行かなくなった子どもたちはどうしているのでしょうか。

今後どういう風にしていくつもりなのか伺いたいです。

《会長》

一つはニーズの発見のところ、とりあえずワンストップでどこか行ける場所があったら、交通整理をしてつないでいく、そこをどうするのかということですね。

もう一つは具体的な引きこもりや不登校その他の子ども達の居場所をどうするのかという問題だろうと思いますが、今どんな政策があるのでしょうか。

《事務局》

引きこもりに関しては、指導課・学校教育課などで事業展開をしています。それだけでは、事業が足りないということだと思いますが、それに関しては時間を頂きたいです。

《会長》

そうですね、教育委員会にも伝えて頂きたいです。

《藪本委員》

学童保育の利用者として感じていたことですが、長期休みの時の子どもの居場所をどう作っていくのか、計画の中に入れるべきなのか、入れるのであれば、どのように入れていくのか、入れないならどうして入れないのかというところは、次回でお示し頂きたいです。

《事務局》

公民館の事業で夏休みの居場所づくりとして位置付けてはいます。

《西原委員》

喫緊の課題として、不自由感をもっていて就労している保護者は多いです。就労を支えるという意味では、もう少し利用しやすい場所に変えていかなければなりません。

低学年と4年生以上のニーズは変わってきます。一律1年から6年までを網羅して一つのルールでいいのかどうかということは検討していかなければならないのではないのでしょうか。高学年になると、習い事というニーズがあるが、今の学童のガイドラインでは、低学年を意識して作っている部分があるので、そこは改善していかなければならないのではないかということは、議論として出ています。

《会長》

放課後子ども教室は、増やしていく予定はないのでしょうか。

《事務局》

今月、庁内で会議がありますので、その中でやっていくのかも含めて、考えていきたいです。

《会長》

子ども子育て会議でそういった意見があったことは伝えて頂きたいです。

例えば、全校で放課後子ども教室をやることにした自治体もあると聞いています。放課後子ども教室の事業を行わないと放課後児童クラブに一極集中してしまい、子ども達の居場所がなくなってしまうことになります。

《田中委員》

すごく課題があると思います。9時から15時までしか預けられないと聞いていますし、長く働いている方は困るし、低学年を中心にやっていくので、夏休みだけお願いしたいと思うのは4年生以上です。普段は学童クラブに行かないが、夏休みの期間だけの居場所をと思ったりもするので、その辺りも検討して頂きたいです。

《会長》

ありがとうございます。庁内会議があるということですので、今日の意見を伝えて頂き、次回この議論をしていきたいです。

《藪本委員》

学童クラブの指定管理の部分でお伺いしたいです。

大規模な学童保育の整備が進んでいると思いますが、西原委員にお伺いしたいのですが、実際、どうですか。

《西原委員》

多くなればなるほど、安心・安全面でも行き届いた目がないとならないが、今の整備のなかでは急激な増え方をしているので、実際は不安があります。子どもたちの内面をつかむだけでなく、物理的に安全策ができるかどうか、というところが課題です。

《藪本委員》

流山配置基準は緩和しないということはこの間、出して頂いているということはひとつのセーフティーネットとっていますが、一保育事業者として、40人を一単位としてみて、これを複数単位で同時に見なさいというのは個人的には恐怖でしかないです。

指定管理事業者をどういう風を選定しているか、おそらく、事業者の考え方や形状の問題はあると思いますが、大規模にすればするほど単純な算数の問題ではないので、指定管理事業者をお願いするときに、人の配置など平行して考えないと、これから保育所の需要がある程度見えてきているなかで、次に問題になるのは学童です。今こそ手を打っておくべきではないか、その辺をしっかりと計画の中に入れて頂きたいです。

《会長》

ありがとうございます。

私から2点ですが、P39の保育の数を見ると令和2年度、3年度の2年間で2,800人増やすということは100人定員の保育園を28か所作るということですね。その分が6年後には学童にいくということです。

2年間に28か所という状況は、質の低下、流山の力を合わせて子どもたちを育てていくという態勢作りがとても大変だと思いますが、そういうところに対する支援は必要ないのかと思いました。

もう一点は、支援拠点を作って重点事業に入れてもらっていますが、心理職の採用が十分ではないということもあるようですが、この辺はかなり力を入れていかなければならないのかなと思っています。

こうのとりのプランでいろいろ課題をもっている方が発見されてくる可能性が高まると思うので、拠点との連携を上手に進めていかないと、折角こうのとりの

ランで面接したのに、拠点に繋がらないままに埋もれてしまうことも起こっているの、連携プレーがとても大事になると思います。別の自治体でカンファレンスをしているが、母子保健課と子ども家庭総合支援拠点と子ども発達センターで集まって、困難を抱えている親子の事例を出してもらい、どのような支援が必要か、役割分担をするなどしているが、つかんだ情報は情報提供していかないと、虐待にもつながってしまうと感じています。

ぜひ、拠点のしっかりとした整備をお願いできればと思っています。

《吉川委員》

10月からの無償化に伴って、給食費を個別徴収になったと伺っていて、とても不便だというお話がありました。保育園ごとに体制が違うのでしょうか。

《事務局（保育課）》

実費徴収方法については事業所を対象にした説明会で、事業者の方の手間や現金を持ち歩く危険性を回避するために、口座引き落としを推奨していますが、強制力はありませんので、最終的には各園の判断になります。

《会長》

ありがとうございました。

補足の意見があれば出して頂いて、活かして頂ければと思います。

では、本日の会議は終了させていただきます。

以上